

銀行業等における主要株主に関するルール整備及び
新たなビジネス・モデルと規制緩和等について
— 金融審議会第一部会報告（要約） —

A. 全体的な展望

- 昨今、「IT革命」の進展などを背景として、いわゆる異業種による銀行業への参入の動きや、インターネット専業銀行の出現など、これまでになかった新たな形態の銀行業が登場。このような最近の動きは、顧客（消費者）への優れた金融サービスの提供、決済コストの低下によるeコマースの促進、さらには金融業の活性化にもつながるものであり、基本的に歓迎すべきこと。
- 同時に、銀行経営の健全性確保の観点から、このような動きにマッチした適切なルール整備も必要。その場合、単に事業会社を念頭においていた「異業種」ということだけでなく、銀行の経営に影響力を及ぼし得る者が不当に影響力を行使することを防止するのが主要な課題。そのため、銀行監督のための「バーゼル・コア・プリンシップ」や主要各の事例を踏まえ、銀行の主要株主の適格性をチェックする仕組みの構築が必要。これは既存銀行の株主にも適用される。
- 一方、銀行業における新たなビジネス・モデルと規制緩和の検討に際しては、銀行業の他業禁止規定の趣旨を踏まえつつ、ワンストップ・サービスの提供等による顧客利便の向上、銀行業の収益源の多様化、さらには銀行の国際競争力の強化といった観点から今日的な見直しを行うことが適当。

B. 銀行等の主要株主に関するルール整備

- 銀行経営の健全性の観点から、新規に免許を取得して銀行業を開始する場合にとどまらず、既存銀行の相当程度の株式を取得して銀行経営に関与しようとする株主について適切な行政によるチェックの仕組みを整えることが必要。このことは、銀行業への新規参入のルールの透明化にも資するものであり、更に、銀行機能を悪用することを意図する不適格な者を排除することにより、銀行業への信認向上にも役立つ。
- 我が国における銀行の株主構造の実態も踏まえ、単体で5%超株式を保有する株主から行政によるチェックの対象とし、株式取得について当該株主に届出を義務付けることが適当。次に、企業会計の実質影響力基準による株主（法人のみならず個人等を含む単体又はグループの株主で20%以上の株式を保有する者。ただし、人的な関係や融資等の取引関係等を通じて重要な影響を与えることができる場合は15%以上等。）になろうとする者については「主要株主」と位置付け株式取得に關し認可制とすることが適当。なお、5%超保有の株主でも上記基準により銀行経営に実質的影響力ありと判断される場合には「主要株主」とする。
- 主要株主の適格性の審査基準としては、主要株主の反社会性などの観点、財務面の健全性（株式取得に係る資金調達も含む）、経営方針（株式取得の意図も含む）等を重視す

べき。銀行の取締役等についても、経営に影響力を有する者との観点から、主要株主と類似の適格性を有することが求められる。

- 5%超保有の株主に対する報告徴求は、上述の実質的影響力の有無の確認等の目的に限定した書面によるチェックとし、検査は書面のみではその認定が困難な場合などに限って行い得る。そして、主要株主に対して求める定期的報告については、株主の負担軽減にも配慮しディスクロージャー資料を基本とする。特別な報告は、株主が子銀行等に対して不当な影響力行使を行うことなどにより、子銀行等の経営の健全性が損なわれる恐れがある場合等に限って当該個別事案に即した報告を徴求。検査についても、特別な報告の徴求と同様の趣旨の下に、特に必要な場合に限り必要な限度で検査を実施し得ることとするのが適当。
- 以上の報告徴求や検査により不適格と認定された主要株主に対しては、株式保有に関する認可の取消しを行うなど所要の措置を講じる。
- 銀行が主要株主に対して行う融資などの取引については、現行の諸規制を基本にしつつ、「機関銀行化」の弊害を防止する等の観点から、主要株主に対する信用供与等について適正な量的規制を設定するなどの追加的な措置を検討。
- 銀行の経営が悪化した場合、英国ではコンフォート・レターという手法で一定の株主に対し予め支援の意思の確認を求めている。また、銀行の破綻はセーフティネットの存在により、預金者全体の負担や更には公的負担に結びつく可能性がある。従って、50%超保有の主要株主の場合には、銀行持株会社に対する現行法上の規定を参照し、銀行経営の健全性確保のための措置を求めることが考えられる。それ以下の主要株主については、原則として、特段の措置は求めないが、銀行と実質的に一体となって経営が行われているような場合には、何らかの協力を求めるについて検討することが適当。ただし、その場合においても、異業種からの参入に対する障壁とならないよう留意する必要。
- 保険会社については、営業免許制など規制体系、破綻の際のセーフティネットの存在と公的負担の可能性、主要株主に対する規制の国際的なルールとして保険監督者国際機構の「保険コア・プリンシップル」が存在することなどから、株式保有者に関するルールは、基本的には銀行と同様のものとすることが適当。

C. 銀行業等における新たなビジネス・モデルと規制緩和

- 銀行及び銀行子会社の業務範囲については、今後とも、利用者ニーズの多様化や他業禁止の趣旨などを勘案しつつ、不断の見直しを行うことが適当。そして、財務力やリスク管理が十分な銀行については、業務範囲の弾力化を柔軟に図っていくという観点も必要。
- 銀行の付随業務については、本業との機能的な親近性、顧客利便等の観点を考慮することが適当。その認定の過程などにおけるノーアクション・レターの活用を検討。銀行

等が本来業務を遂行する中で生じた余剰能力（エクセス・キャパシティ）は、他業禁止の趣旨等に留意しつつ、適切な範囲での活用を認める方向で検討。更に、銀行等の従属業務を行う子会社の収入依存度規制等の見直しを検討。

- 金融取引に際しての電子的手段の活用は、銀行のビジネス・モデルの多様化に役立ち、消費者利便の向上にもつながる。その際、商品情報の提供などについて顧客保護にも十分留意。個人情報の第三者との共有に関しては、プライバシー保護等の観点から、適切に対応する必要。以上の業務範囲や顧客保護の観点から検討すべき論点における検討結果は、保険会社についても、ほぼ同様に妥当する。
- 利用者利便の向上の観点から、顧客情報保護や安全性確保等に留意しつつ、ノンバンクCD等での預金の引出しを認めることが望ましい。また、銀行の支店の設置等は認可制であるが、情報化の進展や銀行業における経営の効率化の要請などの観点から、届出制に改めることが適当。
- 資産の運用として貸出しに重点を置かない業務形態等を探る新たなビジネス・モデルの銀行のリスク管理については、金利リスク等それぞれの状況に応じたリスクを考慮すること等が適当。
- 銀行の資金調達手段としての社債については、一定の要件を付した上で、発行手続きの改善の余地がないかについて検討することが考えられる。これについては、商法や証券取引法の規定との関係も整理する必要。

(以上)

銀行法等の一部を改正する法律案（概要）

「IT革命」の進展などを背景とするいわゆる「異業種」からの銀行業への参入の動きなどを踏まえて、銀行の健全性を確保しつつ、我が国金融の活性化を図ることにより、安定的な金融システムを構築するため、所要の措置を講ずるもの。保険会社についても同様のものとする。これらの措置は経済構造改革にも資するもの。

1. 主要株主に関するルール整備

(1) 「主要株主」等の位置付け

銀行の株式を5%超所有する株主に、株式取得に関する届出制を導入するとともに、銀行経営に実質的な影響力を有する株主（原則20%以上の株式を所有する株主等。グループまたは単体。）については、「主要株主」と位置づけ、あらかじめ認可を得ることとする。

（注）既存の銀行の株主にも本ルールは適用される。

(2) 「主要株主」の適格性

「主要株主」の財務面の健全性や株式所有の目的、社会的信用等に基づき判断。

（注）銀行の取締役にも、銀行の経営管理に関する知識・経験や社会的信用が求められる。

(3) 「主要株主」等に対する報告徴求・検査

・ 銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認められる場合に、必要な限度で実施。

（→「主要株主」として不適格と認定されれば、認可の取消し等の処分）

・ 「主要株主」以外の5%超所有の株主に対する報告徴求・検査は、届出事項の確認等に必要な場合に限り実施。

(4) 銀行経営悪化時の対応

銀行の経営が悪化した場合で、何らかの措置により経営改善が見込まれる時には、50%超所有の主要株主に対しては、子銀行経営の健全性確保のための措置を求め得ることとする。

(5) その他、銀行と「主要株主」の取引に関する所要の措置、「主要株主」等の虚偽報告に対する罰則の整備等を行う。

(6) 保険会社についても、基本的には、以上と同様の考え方で法整備を行うこととする。

その他所要の措置を講じる。

2. 銀行業等における新たなビジネス・モデルと規制緩和

(1) 情報化の進展などを背景として、銀行等の支店の設置などについて認可制から届出制に改めることとする。また、銀行の免許審査における需給調整規定を削除する。

(2) 銀行業の他業禁止の趣旨を踏まえつつ、利用者利便の向上を図る等の観点から、普通銀行等の本体での信託業務を解禁する。

(3) 銀行の子会社については、現在、従属業務と金融関連業務を併せ営むことが禁じられているが、これを認めるなどの見直しを行う。

(4) 保険会社及び協同組織金融機関についても子会社における従属業務と金融関連業務の兼営を認めるとともに、協同組織金融機関の事務所に係る規制の見直しを行うなど、関連する法整備を行うこととする。

その他所要の措置を講じる。